

## ④遺言書・遺産分割協議書がない場合（共同相続）

遺言や遺産分割協議がない場合、相続人様全員が共同で相続することになります。

●戸籍謄本、印鑑証明書等は原本の提示が必要です。

なお、ご提示いただきました書類の返却をご希望される場合は、コピーをとらせていただき、原本をお返しいたします。

### ご準備いただく書類

No	書類名等	入手先
1	<b>被相続人様（亡くなられた方）の戸籍謄本（注）</b> ●「出生から死亡まで連続した戸籍謄本」をご準備ください	市区町村役場
2	<b>すべての相続人様の現在の戸籍謄本（または戸籍抄本）</b> なお、次に該当する場合は不要です。 ・被相続人様と同一の戸籍に記載がある場合 ・被相続人様の出生時から死亡時まで連続した戸籍謄本にかえて「法定相続人情報一覧図」で手続きをされる方  ●発行日より6か月以内のもの	市区町村役場
3	<b>すべての相続人様の印鑑証明書</b> ●発行日より3か月以内のもの	市区町村役場
4	<b>被相続人様の通帳・証書・キャッシュカード 等</b> ●お手続きされる預金口座の通帳、証書、キャッシュカード、貸金庫の鍵・カード等をご準備ください。喪失されている場合は、その旨をお申し出ください。	お客様

（注）「法定相続情報一覧図」（発行日より6か月以内のもの）でもお手続きが可能です。「法定相続情報一覧図」は法務局で入手できます。

なお、「法定相続情報一覧図」の記載内容に変更がある場合は、変更内容を確認できる戸籍謄本等をご提示ください。